

## 学生チーム学外研究活動事前届について

- (1) 学期が始まったら、チーム毎の代表学生は、「九州大学 教育における安全の指針～学外活動編～」2.2.3(2)2にある学生チーム学外研究活動事前届（様式3）を学外活動実施の概ね1週間前までに科目責任者に提出し承認を得た後に教務課（地球社会統合科学府担当）に提出する。
- (2) 大学側の緊急時連絡担当者は指導教員又は科目責任者とし、緊急時に学生から連絡を受けた指導教員又は科目責任者は、速やかに教務課（地球社会統合科学府担当）担当長に通達し、担当長は管理責任者へ連絡する。
- (3) チーム毎の代表学生は、学生チーム学外研究活動の実施終了後には、速やかに科目責任者へ帰着を報告する。